

高校生の皆さんがおられる保護者の方に、 通学支援金 を交付します！

1 交付対象者となる保護者

- (1) 南砺市に住所があり、高校生を監護又は養育している方（父又は母）
- (2) 生活保護を受けていない方、中国残留邦人等支援給付を受けていない方

2 支援金の額

次の ① ② に係る年間購入費相当額（注）の1/2以内の額

- ① 高校生が通学のために通年購入する公共交通機関・スクールバスの定期券
- ② 通信制高校のスクーリングのために利用する公共交通機関の乗車券

（注）「年間購入費相当額」… 合理的な通学経路及び最も割安となる通用期間で1年間購入した場合にかかる費用として市が算定した額（原則4月1日時点の料金。実際に購入した定期代とは限りません。）

- ※ 令和7年度から、高校生1人につき10万円を年間限度額とします。（ひとり親家庭や低所得者など、要件に該当する場合は20万円）
- ※ 全日制高校の場合、回数乗車券は対象外です。
- ※ 通学費用について、市が実施する他の公共交通機関の利用促進を目的とする助成事業等と重複して受けることはできません。1年生対象の入学支援金との重複は可能です。
- ※ 転入等により年度途中から対象となる場合は、転入後の通学期間で算定します。

3 申請期限

①定期券 令和7年7月31日（木）まで に申請してください。

※ 転入等により年度途中で対象となる場合は、この限りではありません。

②スクーリング 令和8年2月27日（金）まで に事前相談の上、
3月31日（火）までに申請してください。

4 申請方法

（1）インターネットで申請する場合

パソコン・スマホから、入力フォームで申請してください。

（必要書類は画像を添付＝原本提出不要）

富山県電子申請サービス <https://x.gd/2u3uu>

（2）「交付申請書 兼 請求書」で申請する場合

こども課 又は 市民センター（福光以外）に郵送又は持参ください。

（郵送先）

〒939-1692 南砺市荒木1550番地 南砺市こども課 行

※ 申請書は、南砺市ホームページからもダウンロードできます。

南砺市ホームページ

<https://x.gd/D2mYj>

自宅でする！

- ①まずはスマホカメラで学生証・定期券・通帳・免許証の写真を撮影し画像保存、
- ②QRコードを読み取って入力、③送信♪



富山県電子
申請サービス



申請書
ダウンロード

5 申請に必要な書類

必ず提出するもの

- (1) 高校生の令和7年度の在学証明書又は学生証のコピー（ただし身分証明書として使用できるものに限る。ご自身で記入する箇所がある場合は、記入した上でコピーしてください。）
- (2) 購入された通学定期券のコピー
 - ※ 通用期間に令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間を含み、通年利用されているもの。冬季のみの定期券は対象外。
 - ※ 定期券に金額が書いていない場合は、領収書のコピーを添付してください。
- (3) 申請者（保護者）名義の通帳又はキャッシュカードのコピー

必要に応じて提出するもの

- (4) インターネットで申請する場合、申請者の本人確認書類（高校生のものではありません。）
- (5) 通信制高校の場合、通学が必要なことを証明する書類、出席したことを証明する書類、通学に使用した乗車券等（必ず事前に電話でお問い合わせください。）
- (6) 住民票で保護者と高校生の続柄を確認できない場合、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- (7) 高校生の実際住んでいるところが住所と異なる場合、実際の居住地がわかる書類
- (8) 令和7年1月2日以降に転入し、早期の振込・限度額の引き上げを希望する保護者は、所得課税証明書等令和7年度市町村民税所得割課税額が分かる書類

6 交付決定と振込時期

- (1) 支援金は、一年分を一括して指定口座に振り込みます。
- (2) 申請された内容を審査して支援金の額を算定し、「交付決定（却下）通知書」を郵送しますので、交付決定額と振込予定日をご確認ください。
- (3) 7月31日までに申請いただいた方に対しては、11月までに振込を予定しています。
- (4) ひとり親世帯、低所得者世帯を対象に、早期振込制度があります。
早期振込を希望する場合は、交付申請書（裏面）に必要事項を記入して提出してください。（早期振込を希望することで、交付金額が変わることはありません。）
※スクールバスの料金が決定しておらず、市が年間購入費相当額を算定できない場合は、早期振込にならないことがあります。

7 この制度についての問合せ先

南砺市総合政策部 こども課 子育て応援係

〒939-1692 南砺市荒木1550番地 電話 0763-23-2010

この事業は、「南砺市高校生通学支援金交付要綱」に基づき実施しています。
令和8年度以降も継続して実施予定です。